

税金のこと知っていますか？

税金ってなくに？

普段皆さんが納めている税金は、私たちが生活するうえで欠かすことの出来ない道路や公園などの公共施設や福祉、教育、消防といった皆さんの日常の町民生活の様々な分野で使われています。

私たちの生活を支えるために「税」は町民皆さんから広く公平に納めていただくことが必要で、そのため国の法律でもある「憲法」にも…

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」

～日本国憲法第三十条～

と、税金を納める「納税」を国民の義務として定めています。

税金の納付は、皆さんがご自分で納期限までに自主的に納めていただく自主納付を基本としており、納付書により町税の納付場所にて納めていただくか、口座振替により納付する方法があります。



町税を納めなかったらどうなるの？

定められた納期限までに納税しないことを「滞納」と言います。

滞納になると、まず督促状を送付し納付を促します。たとえ「つい、うっかり」納付するのを忘れていたとしても同じです。それでも納付が無いと催告書を送付したり町職員が直接自宅に伺ったり電話を掛けるなどして納付を促します。

滞納した場合は、納期限までに納付した方との公平性を保つために本来納めるべき税額のほかに延滞金も納めていただくかなければなりません。

督促手数料と延滞金の計算は、次のとおりになっています。

●督促手数料

- 1通につき50円
- (一宮町条例第21条)

納付したけれど督促状が送られてきたという場合については、金融機関で納めた税金の情報が、役場で確認できるまでに約2週間かかります。督促状発送時に、役場で確認できない場合は督促状が送られますので、ご承知ください。

●延滞金の計算方法

- ①納期限の翌日から1か月を経過する日まで「年7.3%」と「※特例基準割合(今年4.7%)」のいずれか低い割合
- 【平成20年中は4.7%になります】

※特例基準割合とは

各年の前年の11月30日を経過する時に おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合。平成20年の特例基準割合は平成19年11月30日の商業手形の基準割引率が0.75%であったため、0.7%+4%≒4.7%(注)になっています。

(注)0.1%未満の端数は、切り捨てる。
(地方税法附則第3条2)

- ②納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以降 年14.6%

(延滞金額の端数計算)

※滞納税額が2,000円未満の場合は、延滞金は不要です。

※滞納税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てて計算します。

※算出した延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てます。

※算出した延滞金額が1,000円未満である場合は、その全額を切り捨てます。

○どのくらい延滞金がかかるのか計算してみましょう

たとえば、町県民税(普通徴収)の第1期分(納期限:平成20年6月30日)34,500円を平成20年12月25日に納めたとしたら・・・?

①7月1日から7月31日までの31日間の計算

$$34,000 \times 4.7\% \times 31 / 365 = 135.72 \text{円} \rightarrow 135 \text{円} \dots (A)$$

(特例基準割合で計算した延滞金に1円未満の端数が生じるときは切り捨てます。)

②8月1日から12月25日までの146日間の計算

$$34,000 \times 14.6\% \times 146 / 365 = 1,985.6 \text{円} \dots (B)$$

$$(A) + (B) = 2,120.6 \text{円}$$

算出した延滞金額の100円未満の端数20.6円の切り捨てを行い、延滞金額は2,100円となります。

督促手数料や延滞金も納めないとどうなるの？

督促状や催告書等で納付を促したにも関わらず町税を滞納したままですと、皆さんの大切な町税を確保するために、やむを得ず滞納している方の財産(給料・不動産・預貯金・電話加入権など)を差し押さえ、その財産を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。



滞納処分の内容

- ①給与 勤務先に照会後、実施する。
- ②不動産 法務局にて、登記簿謄本等で調査後、実施する。
- ③預金 金融機関に照会後、実施する。

町税の滞納は、納税者にとって不利益であることはもちろん、町でも滞納整理をするために多額の費用がかかり大きな損失になります。この費用も結局は町民皆さんのための福祉や教育などに使われるべき貴重な町税から支出されることとなります。

町税は「町役場の財産」ではなく、町民皆さんの財産です。町民みんなの財産である町税を有効に使うために納期限内で納付されますよう、ご協力をお願いいたします。

納税の相談は どうなっているの？

税金は納期限までに納めなければいけません。次のような事情により納付が困難な場合は、申請により納める時期を遅らせたり、分割して納付したりすることが出来ます。(これを納税の猶予と言います。)ただし、猶予期間は原則として1年以内です。

- 災害にあったとき
- 本人や家族が病気や負傷したため収入に大きな変動が生じたとき
- 事業を廃止したときや失業したとき
- 事業について、著しい損失を受けたとき
- その他の事実に関連する事情があるとき

また、滞納したくなくても、日常生活を送るうえでどうしても納期限までに納付出来ないこともあるかと思えます。そのような時は遠慮なく、まず特別収税課へご相談ください。

便利な口座振替をご利用ください!!

町税の納付には、便利で確実な口座振替をお勧めします。納期ごとに金融機関などへお出かけいただくことなく、自動的にご指定の預貯金から納めることができます。手続きは簡単ですし、通常は一度のお申し込みで翌年度以降も継続され

ます。お忙しい方や不在が多い方には特に便利です。

○取り扱い金融機関

一宮町指定金融機関と収納代理金融機関、全国の郵便局(ゆうちょ銀行)がご利用できます。

☆一宮町指定金融機関

- ・千葉銀行
- ☆収納代理金融機関
- ・長生農業協同組合本所・支所
- ・房総信用組合本店・支店
- ・中央労働金庫本店・支店
- ・京葉銀行本店・支店
- ・千葉興業銀行本店・支店
- ・みずほ銀行本店・支店
- ・りそな銀行本店・支店
- ・東京スター銀行本店・支店

○口座振替できる町税の種類

- ・個人町民税(普通徴収)、固定資産税
- ・軽自動車税、国民健康保険税

○申込み方法

役場窓口・金融機関・郵便局で申込みができますので『納税通知書・通帳・通帳届出印』をご持参のうえ、窓口でお申込みください。

お申込みいただいた翌月を目安に振替を開始します。

○残高不足にご注意を

前日までに残高を確認してください。振替日に振替できない場合は督促状によりお知らせすることになりますので、残高不足には十分ご注意ください。

○このような時も必ず手続きを!

次のようなときは、速やかに役場も

くはお取引先の金融機関にて手続きしてください。

- ・金融機関(支店)を変更したとき
- ・口座を解約したとき
- ・口座名義人を変更したとき
- ・口座振替による納付をやめるとき

※土地・建物を名義変更した場合の固定資産税など、納税義務者が変更になった場合は、再度手続きが必要になります。

千葉県滞納整理推進機構をご存知ですか？

千葉県では、個人住民税をはじめとする地方税の滞納額の縮減及び税務職員技術の向上を図ることを目的として、平成19年5月1日に千葉県滞納整理推進機構が発足しました。

機構における滞納整理の実施方法は、市町村職員の身分を併せ持つ県税務職員が、滞納処分を前提とした納税交渉、財産調査、搜索、差押、公売を重点的に実施し、高額事案や悪質または困難な事案を機構が強力に推進するものです。

長生郡内を含む近隣市町村でも機構に依頼し、実績をあげていることから一宮町でも検討するとともに、町単独での取り組みもこれまで以上に推進してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

■問合せ先

特別収税課 ☎42 2 1 1 9